

新生単な表に 第月19日(火) 号外

	17M	7	• • • • •	第 16 号
	目	次		
○栃木県議会会議規則の一部改正	議	 会		2
○11/0.1小小形式五五贼戏别 > 7 即以止				Σ

業	∜ 11
栃木県議会規則第1号 栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月19日	
	栃木県議会議長 日 向 野 義 幸
栃木県議会会議規則の一部を改正する規則 栃木県議会会議規則(昭和37年栃木県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	に改正する。 で示すように改正する。
改 正 後	改 正 彰
目次 第1章~第10章 略 第11章 辞職及び資格の決定(第95条~ <u>第98条の2</u>) 第12章~第16章 略 第17章 補則(第119条の2~第120条) 附則	目次 第1章~第10章 略 第11章 辞職及び資格の決定(第95条~ <u>第98条</u>) 第12章~第16章 略 第17章 補則(<u>第120条</u>) 附則
(会議時間) 第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。	1112 /117 11
2	により、繰上又は延長することができる。 2 会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いない で会議にはかって決める。
.\	3 略
(開票及び投票の効力) 第31条 略 2~4 略 5 法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定め 5。	(開票及び投票の効力) 第31条 略 2~4 略
第98条 略	第98条 略

(資格決定の通知)

法第127条第3項において準用する法第118条第6項の規定に 議長が定める。 よる通知に関し必要な事項は、 第98条の2

第12章

(会議録の配布)

四層二、 第115条 会議録は、 議員及び関係者に

配布する。

(電子情報処理組織による通知等)

第119条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項に に対して行われる通知のうちこの規則の規 議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計 の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電 以下この条において同じ。)を使用する方法に とができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び次条において) により行うことが規定されているものについて 図形その他の人の知覚によって認識する。 議長が定めると 算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。 当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、 定において文書その他文字、 おいて「議会等」という。 子情報処理組織をいう。 より行うことができる。 ところ。 「文書等」 ろにより、

- とが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定 議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理 当該通知を受け る者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うこ ただし、 組織を使用する方法により行うことができる。 める方式による表示をする場合に限る。 にかかわらず、
- 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知につい 当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われた 当該通知に関するこの規則の規定を適用する。 ものとみなして、

第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた

4

第12章

(会議録の配布)

当該会議録に記載された事項を印刷した冊子又は当該 (これに準ずる方法により一定の事項を確 を作成して、議員及び関係者に 実に記録することができる物を含む。 事項を記録した磁気ディスク 第115条 会議録は、 配布する。

密 第17章

通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等にのいては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうちに第1項又は第 2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著し く不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、当 該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。こ の場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通 知 (第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この 項及び次項において同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

当該文) において議会等が文書等を作成し、又は保存) が規定されているものに (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ 電子計算機 この規則の規定(第28条第1項(第83条において準用される)による情報処理の用に供されるものをいう。 議長が定めるところにより、 ては認識することができない方式で作られる記録であって、)により行うことができる。 という。 すること (次項において「作成等」 当該規定にかかわらず、 を深く。 書等に係る電磁的記録 (入出力装置を除く。 頃において同じ。 場合を含む。 第119条の3 ついては、

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表 (第118条関係)

称 目 的 構 成 会 膝 競手経験者を 自及び改選前	構 成 員 各会派を代表する議員、 議長経験者を代表する議員及び改選前に議長又は
----------------------------------	--

											_
神	名	称	I	的	構	成		招 集	: 権	种	
	器										
	中部	世話人会	略		各会派を代	法する議員、	_	器			
					議長経験者	議長経験者を代表する講	繼				
					員及び改選	割に議長					

(第118条関係)

別表

1. 14 0 (20				-11. 21	- IK		371210.0	_
			(美)					
盤			大期プラン					
			項の次に					
			開審査会♂					
盘			議会情報公 					
\ <u></u>			司表栃木県					
			規定及び					
表	<u> </u>	盤	の項の改正					
谷	시시 패치		·世話人会(
H								
	○選出されが必要と認い必要と認定議員)		テする。た 5 施行する					
盤			日から楯往の日から					
	ランに関査及び協		年4月1 1定は、公					
盤	 		1. 令和6 2. 3改正規					
栃木県議会 情報公開審 査会	次期プラン 検討会		解 順 規則は えかえ					
	略 略 MATURE BB BB BB 情報公開審 查会	略桁木県議会略略作報公開審情報公開審査会文期プランに関 する調査及び協 意 きは、全議員)会長が必要と認めると きは、全議員)	略 栃木県議会 略 竹井でランに関 会派から選出された議員 会長 する調査及び協 (会長が必要と認めると きは、全議員) を長 議 会長が必要と認めると きは、全議員) 時	略 略 栃木県議会 略 略 略 次期プランに関金派から選出された議員 会長 (会長が必要と認めると (会長が必要と認めると (会長が必要と認めると (会は、全議員) 上級長 (会長が必要と認めると (会は正規定は、公布の日から施行する。ただし、別表世話人会の項の改正規定及び同表栃木県議会情報公開審査会の項の次に次期プラン検討とる改正規定は、公布の日から施行する。 略	略 略 略 Ma	略	略 略 略 略 略 略 略 略 略 略	時 時 時 時 時 時 時 時 時 時